

兵庫県警察における秘密文書の取扱いに関する訓令施行細則（例規乙）

平成13年11月9日
兵警総例規乙第4号

兵庫県警察における秘密文書の取扱いに関する訓令施行細則を下記のように定め、平成14年1月1日から実施する。

記

1 趣旨

この通達は、兵庫県警察における秘密文書の取扱いに関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第20号。以下「訓令」という。）第21条の規定に基づき、訓令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 登録票

- (1) 訓令第3条第3項に規定する登録票の様式は、様式第1号のとおりとする。
- (2) 登録票の保存期間は、登録した秘密文書（収受した秘密文書を含む。）を廃棄した日の翌日から起算して5年間とする。ただし、訓令第14条の規定により秘密文書の指定を解除したときは、指定を解除した日の翌日から起算して3年間とする。

3 秘密区分等の表示

訓令第6条第2項に規定する秘密区分及び秘密期限の表示の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 受領書

訓令第8条第2号ウに規定する受領書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(裏)

	番 号	配布年月日	配 布 先	受領者	番 号	配布年月日	配 布 先	受領者
極		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
秘		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
文		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
書		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
配		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
布		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
先		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
一		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
覧		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		
		・ ・				・ ・		

注 取扱責任者は、必要があると認めるときは、秘文書についても配布先を記載することができる。

様式第2号 (3関係)

秘密区分及び秘密期限の表示

1 極秘文書における表示

極	秘
・	・

極	秘
無	期 限

2 秘文書における表示

秘
・

秘
無 期 限

様式第3号 (4関係)

受 領 書	
文 書 番 号	第 号
一 連 番 号	第 号
受 領 部 数	部
受 領 年 月 日	年 月 日
受 領 者	所 属 階 級 氏 名 印

(J I S A 5)